

# 山陽小野田市農業委員会

## 第37回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

#### 3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		11	五十嵐	奨
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

#### 4. 欠席委員

12 村上 雅彦

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第172号 農地法第3条 権利の移動

議案第173号 農地法第5条 転用を目的とする権利移転

報告第78号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第79号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第174号 農用地利用集積計画について

議案第175号 農用地利用集積等促進計画(配分)案について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

## 7. 議会の概要

議長 定刻になりましたので、只今より第 37 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

まず議案の審議を行う前に、先日からの大雨による山陽小野田市全般を襲った線状降水帯により大きな被害を受けられた方、委員の皆さんも大変だったと思います。特に今テレビでいろいろ放送されました地域においては大変な被害があったと思いますけども、是非体に気を付けて、急に暑くなりましたので、特に気を付けて頑張ってくださいと思います。

それでは議案の審議に入りたいと思っております。

本日の欠席委員は村上委員です。

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名委員は 9 番山本会長職務代理者と 11 番五十嵐委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 172 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。

局次長 事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件です。

議案第 172 号番号 112 について議案書をもとに説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりで、公図は 3 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

7 月 5 日に事務局 2 名と山本会長職務代理者、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、西側と北側が宅地、東側が耕作中の畑、南側は田となっていました。

申請地の状況は、保全管理中でしたが、少し草が生えていました。

譲渡人は、現在耕作しておらず、今後も管理が難しいということで譲渡するとのことでした。

譲受人は、譲渡人からの申し入れで、農地付きの住宅を購入することとしたとのことでした。住宅を購入されているみたいですが、住宅については、現地に行った時には既に解体された状態でした。

境界については畦畔及び既設構造物で確認しております。

以上のことから特に問題はないと思われそうです。

これで現地調査の報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、この場合建屋が解体されて更地になっているということでしょうか。

7番 議長 そうです。

■■■■■さんの宅地に家を建ててある訳ですか。

(挙手あり)

どうぞ。

局次長 そこに家を建てます。

議長 わかりました。

他に何かありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 172 号番号 112 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 173 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局次長 今月の農地法第 5 条の許可申請は 4 件です。

議案第 173 号番号 204 について議案書をもとに説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■■から■■■■■へ約■■■■■k mに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 6 ページ、土地利用図は 7 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

なお、申請地の一部については、約 25 年前に隣接する駐車場を整備した際に誤って埋め立てをしており、本件に関しては、今後は農地法を遵守

する旨を記載した顛末書が提出されております。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 はい、それでは報告いたします。

場所は■■■■地区でございます。

周辺の状況は東側が田、北側が水路と宅地になっております。

西側が駐車場、南側が道路です。

申請地の状況は田で水稲が植えてありました。

雨水処理に関しましては、北側の水路に排水することです。

それから埋立法面の処理はコンクリートの畦畔で 25 センチぐらい埋めることのでございまして。

申請地への進入路の位置は 7 ページの図面のとおりでございます。

周辺農地への取水、排水及び進入路に関しては影響はございません。

境界につきましては既設構造物・畦畔等で確認しております。

以上でございます。

議長 また私から質問ですが、これは一年間の賃貸借ですよ。

局次長 はい。

議長 これ保育園の人が借りるわけでしょ。

局次長 そうです。

議長 一年経ったらどうなるのですか。

(挙手あり)

どうぞ。

局次長 契約書は確認しておりませんが、賃貸借で、一年経ったらまた再契約をするという形のおそらく自動更新になるような契約になっているのではないかと思います。親族の方です。

議長 分かりました。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 173 号番号 204 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 205 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 173 号番号 205 について議案書をもとに説明いたします。

8 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりで、公図は 9 ページ、土地利用図は 10 ペー

ジから 14 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

7 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側が市道、北側が宅地、東側が畑、南側が住宅への進入路となっています。

申請地の状況は、保全管理中でしたが、北側に倉庫が建っていました。また、申請地は全周ブロックで囲まれており、境界もはっきりしていました。西側はブロック塀となっています。ブロック塀の部分が住宅への進入路となるようです。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。汚水に関しては、公共下水道で処理します。境界についてはブロックで確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 173 号番号 205 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 206 について事務局の説明を求めます。

局次長 議案第 173 号番号 206 について議案書をもとに説明いたします。

15 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 16 ページ、土地利用図は 17 ページ、18 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 報告させていただきます。

場所は有帆地区です。

周辺の状況は、保全管理中の田と荒廃地でした。

北側に、■■■■がありました。

申請地の状況は、荒廃地でした。

雨水処理に関しては、■■■■に排水するとのことです。

申請地への進入路の位置は、17 ページの上側からで、幅員は約 1.9m

となります。

議長

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。  
境界については、境界杭と既設構造物で確認できています。  
以上で報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 173 号番号 206 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 207 について事務局の説明を求めます。

局次長

議案第 173 号番号 207 について議案書をもとに説明いたします。

19 ページをご覧ください。

申請地は、番号 207 のすぐ東側で、都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 20 ページ、土地利用図は 21 ページ、22 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

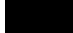
次に現地調査報告をお願いします。

9 番

現地の報告をさせていただきます。

20 ページ及び 21 ページをご覧ください。

西側が水路と道路になっています。

東側がです、南北は保全管理中の田となっております。

申請地の状況は荒廃地でした。

雨水処理に関しては、西側水路に排水します。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面西側からで、幅員は 2 m です。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界につきましては、畦畔等の既設構造物で確認しています。

以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 173 号番号 207 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 78 号「農地法第 4 条第 1 項ただし書きの規定による届出に

について」事務局の説明を求めます。

局次長

今月の農地法第4条第1項ただし書きの規定による届出は3件です。報告第78号番号15について議案書をもとに説明いたします。24ページをご覧ください。

届出地は、■■■■から■■■へ約■■■km、農用地区域内農地です。届出内容は、下表のとおりです。公図は25ページ、土地利用図等は26ページをご覧ください。

議長  
7番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、北側が住宅、西側が水稻の苗置場、東側が農道、南側は保全管理されている畑でした。

申請地の状況は、保全管理されている田畑でした。雨水処理に関しては、自然流下で、農業用排水路に排水します。汚水は発生しません。

埋立法面の処理は、土羽で処理します。

農道から苗置場への進入路が幅2.5m、長さ33mとなっています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、幅2.5mで大丈夫ですか。

局次長

接続先の農道が2.5mしかないため、ここを広くしてもあまり意味がないためです。ここを広くしても2.5mを超える車両は進入できないため、それに合わせて2.5m幅になっています。

議長

わかりました。

他に質問が無いようでしたら報告第78号番号15は原案どおり処理いたします。

次に番号16について事務局の説明を求めます。

局次長

報告第78号番号16について議案書をもとに説明いたします。27ページをご覧ください。

届出地は、■■■■から■■■へ約■■■kmに位置する第3種農地です。届出内容は、下表のとおりで、公図は28ページ、土地利用図等は29ページから31ページをご覧ください。

議長  
7番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、南側以外が山に囲まれています。南側は宅地です。

申請地の状況は、3分の2程度が草地となっており、残りの3分の1は保全管理されている状態でした。



その保全管理されている部分に今回申請があった農業用倉庫を建てるとのことです。

雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。

汚水に関しては発生しません。

境界に関しては、倉庫の新設エリアに境界杭が4本ありました。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第78号番号16は原案どおり処理いたします。

次に番号17について事務局の説明を求めます。

局次長

報告第78号番号17について議案書をもとに説明いたします。

32ページをご覧ください。

届出地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する第3種農地です。

届出内容は、下表のとおりです。

公図は33ページ、土地利用図等は34ページをご覧ください。

なお、申請地には平成4年6月頃に、申請者の亡父によって建築された倉庫が建っております。

本件に関しては、今後は農地法を遵守する旨を記載した顛末書が提出されております。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

9番

現地の報告をさせていただきます。

東側が自宅で、西側が■■■■、南北は花木や果樹が植えてありました。

申請地の状況は、宅地でした。

事務局から説明があったように、平成4年頃に倉庫を建てられたとのこと、既に30年弱経過しております。

その他特に問題となることはありませんでした。

以上で報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第78号番号17は原案どおり処理いたします。

次に報告第79号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局次長

35ページをご覧ください。

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号78の1件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第78号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 174 号「農用地利用集積計画」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

局次長 37 ページをご覧ください。  
議案第 174 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 133 番から 135 番までの 3 件、3 筆、1060 m<sup>2</sup>です。  
ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第 174 号は原案どおり決定することとします。  
次に、議案第 175 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」を上程します。事務局の説明を求めます。  
なお、國吉委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますがご退席をお願いします。  
(この間 國吉委員 退席)

局次長 40 ページをご覧ください。  
議案第 175 号「農用地利用集積等促進計画（配分）（案）」について、議案書をもとに説明します。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 号の規定により、令和 5 年 6 月 30 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 96 番から 97 番の 2 件、2 筆、449 m<sup>2</sup>でございます。ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。  
無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第 175 号は原案どおり了承することとします。  
國吉委員は入室してください。  
(國吉委員 着席)  
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。  
次にその他に入ります。事務局お願いします。

局長 本日で今期の農業委員の最後の総会となります。  
令和 2 年の 2 月からコロナ禍ということで、皆様が就任された頃はコロナ禍真ただ中であり、活動がしにくかった時期であったと思います。ご協力をいただきましたおかげで、スムーズに農業委員会活動を実施できた

という風に考えております。タブレット端末の導入に際しても委員の皆様のご理解があったこともあり、全員に配布することができました。これは山口県内だけではなく、全国的にも稀であります。その中でもフル活用して活動ができましたことは、本当に良かったと思います。議案としては175本、報告は79本の審議をしていただきました。事務局一同深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

退任される委員の方には、ご挨拶をいただきたいところではありますが、7月20日の歓送迎会で場を設けておりますので、そちらでご挨拶を賜りたいと思います。3年間お世話になりました。

議長 事務局長の話と重複するかとも思いますが、私からも挨拶をさせていただきたいと思います。

この14人の委員の皆様で、議案の審議を行うのも今回が最後となりました。先ほどありましたように3年前はコロナ最盛期の中での議案の審議、農地利用状況調査、昨年度からは、デジタル化の一環でタブレットの導入、研修会と慣れない事の中、皆様の頑張りが、国や県の中でも高く評価されていることを誇りに思っております。この場を借りてお礼申し上げます。今期で委員の職を辞される委員の皆様にはコロナ禍での活動、本当にご苦労様でした。そして協力をありがとうございました。委員を辞された後も地域の皆様は農業委員であったという意識は持っていらっしゃると思いますので、これからも良き相談者として活動を継続していただきたいと思います。また、新委員さんが相談されることもあろうかと思いますが、その際には親切丁寧にご指導いただけますようお願いいたします。また、職を辞された後も、農業委員活動を通して知り得た情報に関しては取り扱いには十分注意していただけますよう重ねてお願いいたします。

以上をもちまして第37回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時25分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

— 番委員 —

---

議事録署名委員

— 番委員 —

---